

平成 24 年 7 月 10 日

J N B 税制改正要望 ～ エンジェル税制等改正に関する要望 ～

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会
会長 池田 弘
副会長 松田 修一
(政策委員会委員長)

2008 年秋米国に端を発した金融危機は、世界経済に衝撃的な不況をもたらし、2011 年の東日本大震災後の国難に欧州金融危機が加わり、日本においても業界再編に止まらず産業構造や、国民経済に激震が走っている。雇用環境の悪化から深刻かつ不安定な国民生活を余儀なくされている。

このような混乱や逆境を打破し、我が国経済社会の再建と発展を図る原動力は、チャレンジ精神に富むベンチャー・ニュービジネス企業が群がって設立される創業（これを簇業という）を促すことである。成功した起業家やプロビジネスマネジメントが、新たな事業分野に挑戦する起業者を支援することを促進する「エコシステムの構築」が不可欠である。

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会は、中堅・中小企業、ニュービジネス企業の会員組織として、数多くの新興・ベンチャー企業の輩出や既存企業の経営革新や育成、事業転換等の課題に全力を挙げて取り組んでいる。

日本のベンチャー・ニュービジネスに関する支援政策は、欧米の制度を考える限り導入している。しかし、エンジェル投資やベンチャーキャピタル投資は、欧米から比較すると、経済規模に比較し、累積 20~30 兆円に対して、日本が 2 兆円弱に過ぎず、十~二十分の一である。これは、日本の政策導入が、一点突破的キラー政策の累積にしか過ぎなかつたからである。「この政策だけで、すべてベンチャー振興は成功する」というようなことはありえない。パッチワーク的一点問題解決型の政策ではなく、日本の経済イノベーションとしてのベンチャー・ニュービジネス振興税制に、総合一体的政策を導入することを考え、次のように税制改正を要望する。

記

1. 創業企業に対する法人税の5年間免除

2. 現行のエンジェル優遇措置を使い勝手のよいエンジェル税制に

(1) 優遇措置の対象企業の単純化と拡充

- ① 創業（設立）3年未満の中小企業者を5年以内に統一（優遇措置A・B共通）
- ② 研究開発費等を研究開発等とし、人員に一本化（優遇措置A・B共通）
- ③ 設立年度ごとに異なる要件の単純化と「営業利益赤字」一本化（優遇措置A）
- ④ 売上高成長率25%の廃止（優遇措置A・B共通）

(2) エンジェルに対する優遇措置の拡充

- ① 株式5年以上保有者への譲渡益の非課税
- ② 株式5年以上保有者の譲渡損の所得通算と5年繰延
- ③ 5年以上の保有者の株式が相続対象になる時に評価損認定

(3) 法人出資の損金処理、又は税額控除の認定

3. ふるさと納税を寄付金方式から源泉税連動方式に

要望の理由

1. 創業企業に対する法人税の5年間免除

民主党の当初のマニフェストには、「中小企業の法人実効税率軽減」というテーマが挙げられていた。しかし、現実に納税をしている中小企業が少ないことから、経済的効果がないという理由で、立ち消えになったと理解している。国家財政がひっ迫しているにもかかわらず、国際競争力を高めるために、生産・市場、さらに開発の最適な地域を求めて、多くの企業が海外移転を加速している。

日本の国家財政がひっ迫する折から、自助努力により、経済的に自律し、納税と雇用を確保する個人や法人を増加させることが不可欠である。この支援インフラを提供するために、適格産業に関する創業企業であれば、設立5年間の法人税の免除を要望する。設立事業年度から黒字化している企業であっても、研究開発や設備投資等の先行投資型の創業企業は、常に資金不足である。設立後短期間に黒字化する企業の法人税免除で企業体力を向上させ、5年後から通常の税率に戻すことによって、持続的な納税可能企業を増加させ、税収と雇用の確保を図る。

2. 現行のエンジェル優遇措置を使い勝手のよいエンジェル税制に

2008年4月から施行のエンジェル税制は、年間1,000万円までの総所得控除が認められる画期的な優遇税制（参考資料①）であったが、手続きの煩雑性と使い勝手が悪いといわれている。（1）適用を希望する中小企業等の側と（2）投資をするエンジェル側との両面で、下記の通り要望をする。

（1）優遇措置の対象企業の単純化と拡充

優遇措置としてA（設立3年未満企業）とB（設立10年未満企業）とが選択適用となっている。優遇措置の対象企業の設立経過年数毎に異なる基準になっている。一見精緻化されているが、使い勝手という観点から、次の通り単純化と拡充を要望する。

- ① 創業（設立）3年未満の中小企業者を5年以内に統一
(優遇措置 A・B 共通)

企業が群をなして設立される簇業を資金面で支援する目的の優遇措置で、

適用期間を創業 3 年未満（A）又は 3 年以上 10 年未満の中小企業者（B）を区分している。2 つに区分する明確な意義が見いだせず、むしろ現場の判断を混乱させている。研究開発型ベンチャーにとって設立 3 年未満は、エンジニア投資を受けるに短すぎ、方向転換図る中小企業者にとって、設立 10 年未満は長すぎる。3 年未満と 10 年未満の区分を、5 年に統一することを要望する。

② 試験研究費等を研究開発等とし、要件を人員に一本化

（優遇措置 A・B 共通）

次の③で述べるように一定の範囲内で会計処理方法には多様性がある。設立経過年数に関係なく、1 年未満の要件である「研究者あるいは新事業活動従事者 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10% 以上」に一本化することを要望する。

③ 設立年度ごとに異なる要件の単純化と「営業利益赤字」一本化

（優遇措置 A）

創業 3 年未満の中小企業者であり、創業経過年数ごとに要件を区分している。この要件の中で、「研究者あるいは新事業活動従業員の従事者」、彼らが「全従業員に対する 10% 以上」、「営業キャッシュフロー赤字」、「試験研究費等収入金額の 3% 超」が、3 年未満（A）の間で、組み合わされている。現実には、次の理由で明確な区分が困難である。

- ・企業は、開発者・営業関係者・管理者のいずれかの能力で創業される。しかし、一人一人が兼務をする多能工でなければ、スタートアップ企業の経営ができない現実がある。
 - ・先行投資型で損益上赤字を計上している企業は、通常会計上の赤字より多額な営業キャッシュフロー赤字となる。しかし、一般に認められた会計基準のもとに、期首計上の仕掛品や売掛金が期末に減少し、また次世代開発を繰延資産に計上していた場合には、営業キャッシュフローが赤字になるとは限らない。
 - ・「試験研究費等」の勘定科目が要件とされているが、市場開拓を含めた試験研究費等は、従業員の人工費のみが計上される。創業メンバーである取締役分は役員報酬となる。収入金額の 3% 超とあるが、取締役を含む役員のみ研究開発を行っている時には試験研究費等が計上されないことがある。
- 青色申告していても中小企業者がすべて、「一般に認められた会計基準」に準拠しているとは限らない。②で述べた人員基準の一本化に単純化することに

追加基準を入れるとすれば、もっともシンプルな基準「営業利益赤字」に一本化することを要望する。シンプルにすることがエンジェル税制の適用希望会社を増やすことになる。

④ 売上高成長率 25%の廃止

(優遇措置 A・B 共通)

AB 共に、2 年以上の適用要件に、「または」であるが、「売上高成長率 25% 超」とあるが、前年度がゼロに近い状況であれば、当然達成可能であるが、売上処理基準の多様性があると同時に、製品発売事業年度がいつになるかによって、適用事業年度が異なる。25%の対象期間が事業年度か、実績か、目標か、優遇措置 A の適用期間を過ぎた時に、B を適用できる可能性があるが、A との整合性が担保されていない等、多くの問題や疑問が生じる。このようなことを考えると、売上高成長率 25% を廃止することが望ましい。

(2) エンジェルに対する優遇措置の拡充

エンジェル税制は、個人等がリスクの高いベンチャー・ニュービジネスに資金を投資することを活発化するために、特に売却損が発生した時に受けられる所得税の優遇措置である。スタートアップ期の企業に対して、リスクマネーの提供者を増加するために、次のような優遇措置の拡充を要望する。

① 株式 5 年以上保有者への譲渡益の非課税

参考資料②「各国のエンジェル税制」にみる通り、各国の優遇税制については、一定期間以上株式を保有している者は、譲渡益の非課税が適用されている。エンジェル税制対象企業への長期株式投資の譲渡益については、非課税にする優遇措置を要望する。IPO が活発な時代においても、エンジェル投資で譲渡益が実現した割合は 10% 前後であろう。専門のベンチャーキャピタルでも 3 割にはならない。エンジェル投資は、決して金持ち優遇ではなく、資産に若干余裕のある者が、後進の育成に協力しようとする善意に依存したエコシステムであるのが現実である。このような現状から、ハンズオンによる長期通算でキャピタルゲインを得ようとするプロエンジェルを育成するために、長期株式保有者の譲渡益の非課税を要望する。

② 株式 5 年以上保有者の譲渡損の所得通算と 5 年繰延

参考資料②「各国のエンジェル税制」にみる通り、各国の優遇措置については、一定期間以上株式を保有している者が、株式の譲渡損を発生した場

合、投資額の一定割合を所得通算し、通算できない場合繰延の無期限の国もある。日本のエンジェル税制は、「翌年以降 3 年にわたり、順次株式譲渡益と通算」することができる。株式譲渡益がほとんど出ない現在、譲渡損の所得通算と不足する場合の 5 年繰延とを要望する。

③ 5 年以上の保有者の株式が相続対象になる時に評価損認定

①や②については、エンジェル税制の拡充である。さらに重要なことが、日本にある 60 歳以上が持っているといわれるストック金融資産 600 兆円の流動化である。年間 1,000 万円のエンジェル投資をはるかに超える成功起業家によるエンジェル投資にも配慮する必要がある。例えば、年間 1,000 万円をはるかに超えたエンジェル投資をする個人にとって、現在の優遇措置は、インセンティブにならないのである。対象企業が、上場せず、破産、解散など法的措置のないまま、株式の価値がゼロになった時の措置、すなわち評価損の計上の明記がない。高齢者は、非公開株式が相続対象になる時、相続財産としての株式の評価額を常に考える。投資後、成長しないまま、倒産せず、ただ生きている状態（リビングデッド）で、企業価値が限りなくゼロになった株式が、投資した時の取得価額のままで相続財産になることを危惧している。相続財産の対象になった時に、評価損を認めることを要望する。成功起業家による多額なエンジェル投資という、エコシステムを期待したい。

（3）法人出資の損金処理、又は税額控除の認定

現在、エンジェル税制は、個人の寄付金と同様なルールのもとで運用されているので、法人のスタートアップ企業への直接投資は、損金処理として認められていない。ファンド出資を介した間接投資が通常であるが、他の出資者との関係もあり、キャピタルゲイン狙いの目的とならざるを得ない。自社の事業領域に関するベンチャー企業への投資は、社内の試験研究費と同様な効果があることを考えると、エンジェル税制と同一の枠組みの中で、スタートアップ期のリスクマネーへの法人の直接投資（全額又は二分の一）は、損金処置又は、税額控除処理を認めることを要望する。

国が研究開発を支援する助成金対象ベンチャー企業で、世界に通用する技術を持っている場合、海外の事業会社が直接投資を狙っていることが多い。日本の研究開発投資案件を日本企業で活用するということに対する税制スキームを作る必要がある。

3. ふるさと納税を寄付金方式から源泉税連動方式に

現在、日本の人口動態が都心部に集中し、地方と都心部との年齢格差が拡大している。地方自治体の産業育成を支援するために、若干でも財政面で自律を直接支援する方法として、2008 年から個人住民税の寄附金税制が導入された。地方自治体に対する寄附金のうち、2,000 円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね 1 割を上限として、所得税と合わせて所得税確定申告により全額が控除される。寄付の受け入れや具体的な手順については、各地方自治体が条例などで指定される。

ふるさと納税は、国が徴収し、交付金として地方に配分する徴税方式に、納税者の意思を活かし、地方の活性化を直接的に促進しようとするものである。この制度に多くの納税者が参加し、地方の活性化を加速するためには、自営業者を除き日本の納税者のほとんどが、勤務者であることを前提にすると、事業者にその意思を申請して、源泉徴収税の年末調整時点で調整する方法が適切である。寄付金控除として確定申告するのではなく、源泉税徴収の年末調整により事業者計算・納税方式を要望する。

以上

参考資料① 新エンジェル税制の現状認識

経済産業省はじめ多くの方々のご努力によって、エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制）は導入され、平成20年4月1日より、所得控除税制という新エンジェル税制が追加・施行された。その内容は、次の通りである。優遇措置であるAかBをエンジェルとしての投資家は選択適用することになる。

A ①投資時点

(出資額－2千円) をその年の総所得金額から控除

上限：総所得金額×40%か、1千万円のいずれか低い方

②損失が出た時：損失を翌年以降3年間繰越控除

総所得額から控除した投資額分の取得額を引き下げ計算

B ①投資時点 投資額とその年の株式譲渡益から控除

②売却時点

・損失が出た時：損失を翌年以降3年間繰越控除

株式譲渡益から控除した投資額分取得額を引き下げ計算

なお、認定ベンチャーキャピタル（エンジェル投資をする少額ファンド）の投資先やグリーンシート銘柄の企業については、個別銘柄ごとに要件を満たせばAの適用が可能になる。

従来のエンジェル税制は、Bの方法が基本的であった。選択肢としてAが追加された新エンジェル税制が従来と比較して画期的であったのは、「有価証券取引所得と給与所得を含む総所得との垣根の撤廃」をしたことにある。

従来に近いB①は、投資時点での年の株式譲渡益から控除である。株式譲渡益がなければ、優遇措置を受けられない。投資の出口としての譲渡益の質（多額な売却益）と量（頻度）が伴う10～20社投資をしているエンジェルにしか恩典がなかった。しかし、新エンジェル税制は、1,000万円の年間所得あるビジネスマンが、新規に参入する場合、認定ベンチャー企業への投資が上限1,000万円まで、所得控除ができる。これからエンジェルになってみようと考えている方々にとって、投資インセンティブが働くからである。

また、欧米のエンジェルの年間投資額が1,000万円であることを考えると、優遇税制の上限を1,000万円に設定したことは、それなりに理由があった。

個人が1,400兆円持っている金融資産の一部を流動化させ、日本経済のイノベーションの切り札として活用しようとする、日本の税制にとっては画期的な改正であった。特定業界に詳しいビジネスマンが、若干のゴルフと飲み代を節約し、数十万円の投資からスタートし、節税効果を享受する。世界標準である累積10社前後投資をし、10年経過すると成功する起業家に出会う。このように、エンジェル投資の裾野を拡大する効果があると期待された。

参考資料② 各国のエンジェル税制

ポイント	米国	イギリス	フランス	韓国	台湾
投資時点	投資を他の株式譲渡益から控除（控除できない額は繰延）	○投資額（上限 40 万ポンド）の 20%を所得額から税額控除 ○投資を他の株式譲渡益から控除（税額控除との併用可能）	投資額（上限 2 万ユーロ、夫婦の場合その倍）の 25%を所得税額から税額控除	投資額 10%の総合所得から控除（控除限度：総合所得全額の 50%）	一定の産業への投資額 10%の所得税額から税額控除（控除限度：総合所得税額の 50%で控除、できない金額翌年以降 4 年間繰越）
譲渡益	5 年以上保有で譲渡益の二分の一の非課税	3 年以上保有で譲渡益の非課税	8 年以上保有で譲渡益の非課税	5 年以上保有で譲渡益の非課税	
譲渡損	株式譲渡損は他の所得との損益通算可能。損の繰越無期限	株式譲渡損は他の所得との損益通算可能。損の繰越無期限	株式譲渡損は他の所得との損益通算可能。損の繰越 5 年		
ベンチャー企業要件	○総資産 5,000 万ドル未満 ○1993 年 8 月 11 日以降発行された株式 ○資産 80%以上が適格事業（金融、農業、ホテル、飲食以外）に使用	○総資産 700 万ポンド以内、出資後 800 万ポンド以内 ○英国内で事業活動 ○適格事業運営 ○適格事業運営の資金調達 ○新規普通株の引受けのみ可能	○欧洲経済地域に本社のある非上場企業で、法人税課税対象 ○資本の 75%以上を個人又は特定同族会社保有 ○従業員 250 人未満 ○年間売上 5,000 万€以下、又は総資産 4,300 万€以下	○中小企業 ○中小企業創業投資会社等から 5,000 万ウォン以上の非出資かつ資本金 10%以上 ○年間 R&D が、5,000 万ウォン以上（対売上 5%以上）で、中小企業振興公社等から事業性が優秀との評価あり等	○経済発展や産業高度化目的で、台湾の会社法に基づき設立 ○適用業種：製造業 7 業種、技術サービス業 12 業種、合計 50 種類以上の適用品目設定。例：情報ハードウェア工業、通信工業、消費性電子工業、精密電子デバイス工業、精密機械設備工業、航空宇宙工業、バイオ医薬・特用化学品工業、インターネットソフト業等

注：経済産業省「ベンチャー企業創出・成長研究会」報告 08 年 4 月